

令和 2 年松前町条例第15号

松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 2 年 5 月 1 日

松前町長 岡 本 靖

松前町国民健康保険条例の一部を改正する条例

松前町国民健康保険条例（昭和40年 4 月 1 日公布松前町条例）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第 1 章 <u>町</u> が行う国民健康保険（第 1 条） 第 2 章～第 8 章 省略 附則 第 1 章 <u>町</u> が行う国民健康保険 第 1 条 <u>町</u> が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 第 5 章 保健事業 第 7 条 <u>町</u> は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。 <u>以下「法」という。</u> ） <u>第72条の 5</u> に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。	目次 第 1 章 <u>この町</u> が行う国民健康保険（第 1 条） 第 2 章～第 8 章 省略 附則 第 1 章 <u>この町</u> が行う国民健康保険 <u>（この町が行う国民健康保険）</u> 第 1 条 <u>この町</u> が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 第 5 章 保健事業 <u>（保健事業）</u> 第 7 条 <u>この町</u> は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号 <u> </u> ） <u>第72条の 4</u> に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

(1)～(4) 省略

2 町は、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために次に掲げる事業を行う。

(1)・(2) 省略

第6章 国民健康保険税

第8条 町は、世帯主に対して別に定めるところにより、国民健康保険税を課する。

第8章 罰則

第10条 町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第11条 町は、世帯主又は世帯主であつた者が正当の理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第12条 町は、偽りその他不正の行為により、国民健康保険税、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

附 則

(1)～(4) 省略

2 この町は、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために次に掲げる事業を行う。

(1)・(2) 省略

第6章 国民健康保険税

(国民健康保険税)

第8条 この町は、世帯主に対して別に定めるところにより、国民健康保険税を課する。

第8章 罰則

第10条 この町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第11条 この町は、世帯主又は世帯主であつた者が、正当の理由なしに法第113条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第12条 この町は、偽りその他不正の行為により、保険税、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

附 則

3 省略

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

4 規則で定める日までの間、給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。ただし、支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

5 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する

3 省略

額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その金額とする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

6 第4項に規定する場合において、被保険者が給与等の全部又は一部を受けることができるときは、同項の規定にかかわらず、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が前項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

7 前項本文に規定する場合において、被保険者がその受けることができるはずであつた給与等の全部又は一部を受けることができなかったときは、同項本文の規定にかかわらず、その全額を受けることができなかった場合にあつては傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときにあつてはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により被保険者が傷病手当金の一部の支給を受けているときは、その額を控除する。

8 前項の規定により町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の松前町国民健康保険条例附則第4項から第8項までの規定は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）に感染し、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われたことにより、令和元年12月29日以後に療養のため労務に服することができなくなった被保険者について適用する。